

理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、法令及び公益財団法人日本ウェルビーイング財団（以下、「当財団」という。）定款第17条及び第32条の規定に基づき、当財団の役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬の基準について定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- （1）役員とは、定款第26条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- （2）評議員とは、定款第13条に基づき置かれる者をいう。
- （3）常勤役員とは、理事のうち、週3日以上、当財団の執務を行う者をいう。
- （4）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- （5）報酬等とは、定款第17条及び第32条に定める報酬等のことをいう。なお、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- （6）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の決定基準）

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。なお、役員等には賞与を支給しない。

- 2 常勤役員には、（別表1）に基づき定例役員報酬を支給することができる。
- 3 非常勤役員には、（別表2）に基づき定額の報酬を支給することができる。
- 4 役員等に対して、当財団より特別の任務として講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金及び執筆謝金を支給することができる。

（定例報酬の額の決定）

第4条 当財団の常勤役員の定例報酬月額、評議員会で決議した（別表1）常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事会の承認を得て、決めるものとする。

（定例報酬の支給）

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（講師及び原稿執筆謝金）

第6条 役員等が代表理事よりセミナー、研修会若しくはシンポジウム等の会合における講師を委嘱されたとき又は原稿執筆を委嘱されたときは、別に定める役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支給する。

（費用）

第7条 当財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もつ

て支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

(公表)

第8条 当財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の変更は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位：円、税込)

常勤役員の報酬

職名	月額
理事	20,000円

(別表2) 非常勤役員及び評議員の報酬 (単位：円)

非常勤役員の報酬 理事会出席等、必要の都度、一人一律20,000円

職名	1回あたりの金額
理事	20,000円
監事	20,000円

評議員の報酬 評議員会出席等、必要の都度、一人一律20,000円

職名	1回あたりの金額
評議員	20,000円

附 則

本規程は、2025年5月30日から施行する。(2025年5月30日制定)

附 則

改訂後の規則は、令和7年12月16日より施行する。(令和7年12月15日評議員会議決)

役員等への講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

（当財団主催の講師謝金）

第1条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く理事、監事並びに評議員（以下「役員等」という。）が、当財団の主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合（以下「講演会等」という。）の講師を務めたときは、代表理事は1回につき3万円（消費税込）を限度として講師謝金を支払うことができる。

（共催の講師謝金）

第2条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く役員等が、当財団が他と共催する講演会等の講師を務め、共催先から講師派遣料を収受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うこととする。

- （1） 常勤理事 収受した講師派遣料の 70%
- （2） 常勤理事以外の役員等 収受した講師派遣料の 80%

（その他の講演会の講師謝金）

第3条 役員等が他の依頼による講演会等の講師を務め、依頼元から講師派遣料を収受したときは、代表理事は下記各号による謝金を支払うこととする。

- （1） 常勤理事 収受した講師派遣料の 70%
ただし、代表理事及び執行理事の場合は、収受した講師派遣料の 50%とする。
- （2） 常勤理事以外の役員等 収受した講師派遣料の 80%

（原稿執筆謝金）

第4条 代表理事及び執行理事の職にある理事を除く役員等が、当財団発行の記事又は書籍に執筆したときは、代表理事は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

（改正）

第5条 この規則の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、2025年5月30日から施行する。（2025年5月30日制定）

附 則

改訂後の規則は、令和7年12月16日より施行する。（令和7年12月15日評議員会議決）